

許可番号 00821030279

## 産業廃棄物処分量許可証

住所 東京都足立区西新井五丁目35番13号  
 氏名 株式会社 やまたけ  
 代表取締役 山口 大介  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

複写無効

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和3年5月20日  
 許可の有効年月日 令和9年12月23日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

中間処分

切断：廃プラスチック類(\*3)(\*5)、紙くず(金属くずに付着するものに限る。)、木くず、繊維くず(金属くずに付着するものに限る。)、ゴムくず(金属くずに付着するものに限る。)、金属くず(\*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*3)(\*5)、がれき類(\*3) 以上8種類

破碎：廃プラスチック類(\*3)(\*6)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(\*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*3)(\*6) 以上6種類

圧縮：廃プラスチック類(\*3)(\*5)、紙くず(金属くずに付着するものに限る。)、木くず、繊維くず(金属くずに付着するものに限る。)、ゴムくず(金属くずに付着するものに限る。)、金属くず(\*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*3)(\*5) 以上7種類

(※) 記載品目については、(\*3) 石棉含有産業廃棄物を除く、(\*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(\*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。))を記載すること。  
 別記1のとおり。

3. 許可の条件  
 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成2年11月16日	新規許可	平成24年2月13日	更新許可
平成14年1月10日	変更届	平成28年12月26日	更新許可
平成16年7月1日	変更許可	平成29年9月28日	変更届(代表者の変更)
平成18年12月26日	更新許可	令和2年12月24日	更新許可(優良認定)
平成22年3月12日	変更許可(品目の追加)	令和3年5月20日	変更許可(品目の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

この許可証には「複写無効」の記載があります。

この許可証には「優良」の記載があります。

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県かすみがうら市加茂字原久保 5 3 0 3 番地 6 他 3 筆

複写無効

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
切断施設	160t/日 (8時間)	廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず(金属くずに付着するものに限る。)、木くず、繊維くず(金属くずに付着するものに限る。)、ゴムくず(金属くずに付着するものに限る。)、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、がれき類(*3) 以上8種類	平成15年11月17日 平成15年11月17日 1-1-0213
破碎施設	200 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(*3)(*5)、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)以上3種類	平成 2年6月19日 — —
	166 t/日 (8時間)	紙くず、木くず、繊維くず 以上3種類	平成18年12月11日 — —
圧縮施設	230 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず(金属くずに付着するものに限る。)、木くず、繊維くず(金属くずに付着するものに限る。)、ゴムくず(金属くずに付着するものに限る。)、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5) 以上7種類	平成15年11月17日 平成15年11月17日 1-1-0213

(※) 記載品目については、(\*3) 石棉含有産業廃棄物を除く、(\*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、

茨城県かすみがうら市深谷字いノ区 1 6 番 1 他 1 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	1,904 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物に限る)(*3)(*6)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物に限る)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物に限る)(*3)(*6) 以上3種類	令和3年1月15日 令和2年11月11日 1-1-0483

(※) 記載品目については、(\*3) 石棉含有産業廃棄物を除く、(\*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む